

令和6年7月9日公表

龍ヶ崎市人事・給与システム構築及び利用契約に係る公募型プロポーザルにおける質問及び回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	機能要件確認書 6.給与共通 項番:30	『すべての支給・控除項目について当該項目の属性（課税・非課税・差額対象等）管理ができること。』とありますが、控除項目についての属性管理は、どのような管理を想定されているのでしょうか。	法定控除か法定外控除かの分類ができることを想定しております。
2	機能要件確認書 9.改定差額 項番:3	『差額対象となる項目は、任意に設定できること。』とありますが、手当に関する任意設定ではなく、控除（互助会費等）を任意設定できるという認識でよろしいのでしょうか。	どの手当・控除を差額対象とするかの設定であり、控除に関しては法定控除のみ計算できれば問題ありません。
3	公募型プロポーザル 方式実施要領 8(5)②見積書・見積 内訳書	任意様式の見積内訳書に明記する内容としては、【システムの初期構築費用（イニシャルコスト）】、【5年間の維持管理運用にかかる費用（ランニングコスト）】の2項目でよろしいのでしょうか。その場合の記載方法は以下の通りでお間違いないのでしょうか。 記載例 【システムの初期構築費用（イニシャルコスト）】 ¥〇〇〇 【5年間の維持管理運用にかかる費用（ランニングコスト）】 ¥〇〇〇	お見込みのとおりです。記載方法も例のとおりで問題ありません。
4	公募型プロポーザル 方式実施要領 8(5)②見積書・見積 内訳書（ア）	『パッケージソフト費用（業務パッケージ）及びカスタマイズ費用』とありますが、ここでいうカスタマイズ費用とは、機能要件確認書の【必須機能】に◎のついた項目においてカスタマイズが発生する場合のみ費用を積算するという認識でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。